

発行所 || 社会通信社
発行人 || 滝野 忠

長—久—<http://shakaitsuushin.cool.coocan.jp/> e-mail: shakaitsuushin@nifty.com

東京都渋谷区本町六丁目二八二二一九〇四
郵便番号二〇〇一九一五八四三一
労金中央労金本店 電話FAX(03)32991536
1154163

く も く ジ く

卷頭言
怪営者の「モラレー」

階級的労働組合へ 使用者と「対等」の立場にたつて

最高の先生

77回目の敗戦記念日に思う 原野人：8

『ウトロ ノホで生き、ノホで死ぬ』 稲村守：9

「金融」の質論

読者からのおたより

本の紹介 原野人著『牙を抜かれたマルクス主義』

—斎藤幸平とマルクス・向坂・資本論—

旬刊 社会通信

NO.1368

二〇二二年九月一五日号

二〇二二年九月一五日発行
(毎月一日・一五日二回発行)

経営者の「モラル」

物価は上がる、マイナス物価から2%上昇だから、たいへんな上がり方である。くわしく調べれば商品の量が減り、質を落としているから、物価は倍も上がっている。ある新聞で、「経営者のモラル問う」との投書をみた。

「労働者の賃金が過去三十年間横ばいのままだ。一方で役員報酬は二〇二二年三月期、上場企業の役員の六百五十六人が一億円超もらっている。過去最多だ。これは一体どうしたことだろうか。」

非正規雇用者は〇三年には千五百四万人だったのが、一二二年には二千六十四万人と、一・四倍に増えている。これでは労働者の賃金は横ばいになるはすだ。人件費が抑えられれば企業業績は上る。その結果、内部留保が増えるのも当然。九年連續で増え続け、今や五百兆円に達する勢いという。

その果実は株主への配当と役員報酬に向けられる。米企業ではトップの役員の平均報酬が労働者の平均年収の三百二十四倍に達するという。今や日本も同じ道を歩んでいる。社員のことを顧みない日本の経営者のモラルを問いたい。」

筆者はたいへんな博愛家、ユートピアを夢見る人道主義者でいらっしゃる。そうでなければ脳天気なお人好しであろう。筆者は「人件費が減れば、企業のもうけはふえる」と正しいことを言つていらっしゃる。このことの意味をかえりみようとはされていない。筆者はいつも腹をすかせている狼や狐に「狩りをするな」といつているのとちがわない、もつと言えば「飢えて死ね」と言つてているのと違わない。

狼や狐は腹がいっぱいになれば昼寝をする。ところが経営者の腹は一時も休むことがない。丈夫な胃の腑をもっている。「モラル」がちがう。資本は価値をふやす価値である。経営者は、少しむつかしくいうと、こんな性格をもつ資本が人格化されたものである。ふえた価値は利潤という姿をとる。利潤をふやすことだけが、経営者に課せられた社会的モラルとなる。ちょっとでも休めば他の経営者においていかれる。資本によつて首切られる。だから彼らは一日二十四時間休むことがない。労働者を搾取しつづけることが、彼らのモラルとなる。

貧乏人は多くは人がよい、貧乏人のモラルは経営者に通用しない。彼らと我らの価値観、世界観がちがうのだ。連合の価値観は資本の価値観といつしよになつてしまつた。有識者、文化人は連合をそう指導した。経営者は己が懷にしたものは、絶対に手放さない、手放すときは「よこせ」という要求と力に負けたときだけである。

こんにちの賃金奴隸制の社会で公平無私の分配を期待するのは、資本の利潤を減らして労働者の賃金をふやすべきではないかという問題で、経営者の公平無私を期待するのと同じくらい、ばかげた、おめでたいことである。

(伊勢太郎)

階級的労働組合へ 日本の労働者の現状 使用者と「対等」の立場にたつ

まず、2022年2月に出された総務省統計局の「労働力調査基本統計」及び厚労省の「令和3年賃金構造基本統計」「毎月勤労統計・令和4年3月分」の数字を見てみよう。

（就業者数） 2021年平均で6667万人。前年に比べ9万人の減少（2年連続の減少）。男女別では男性は3687万人と22万人の減少、女性は2980万人と12万人の増加。また、15～64歳の就業者数は、2021年平均で5755万人と、前年に比べ16万人の減少。

（雇用形態） 正規の職員・従業員数は、2021年平均で3565万人と、前年に比べ26万人の増加。非正規の職員・従業員数は、2064万人と26万人の減少。（完全失業者） 2021年平均で193万人と、前年に比べ2万人の増加（2年連続の増加）。男女別にみると、男性は116万人と1万人の増加。女性は77万人と1万人の増加。年齢階級別にみると、前年に比べ男性は15～24歳、25～34歳、55～64歳で上昇、35～44歳で低下、女性は55～64歳で上昇、25～34歳で低下。

（地域別の就業状況） 2021年平均の就業者は、7地域（北海道、東北、北関東・甲信、北陸、東海、四国及び九州）で前年に比べ減少、沖縄で同数、3地域（南関東、近畿及び中国）で増加。このうち、東北が5万人の減少、北陸及び東海が3万人の減少。

（一般労働者の賃金） 賃金の推移 賃金は、男女計307・4千円、男性337・2千円、女性253・6千円。男女間賃金格差（男＝100）は、75・2となっている。

（雇用形態別の賃金） 男女計では、正社員・正職員323・4千円に対し、正社員・正職員以外216・7千円。男女別にみると、男性では、正社員・正職員348・8千円に対し、正社員・正職員以外241・3千円、女性では、正社員・正職員270・6千円に対し、正社員・正職員以外195・4千円。雇用形態間賃金格差（正社員・正職員＝100）は、男女計67・0、男性69・2、女性72・2。

（現金給与総額） 前年同月比1・2%増。うちきまつて支給する給与は0・6%増（一般労働者0・8%増、パートタイム労働者前年同月と同水準）。特別に支払われた給与は10・7%増。きまつて支給する給与の内訳は、所定内給与が0・5%増、所定外給与が2・5%増。

（総務省・2020年基準消費者物価指数） （1）総合指数は2020年を100とし
て101・5 前年同月比は2・5%の上昇、前月比（季節調整値）は0・4%の上昇、
（2）生鮮食品を除く総合指数は101・4 前年同月比は2・1%の上昇、前月比（季節調整値）は0・2%の上昇、（3）生鮮食品及びエネルギーを除く総合指数は99・9
前年同月比は0・8%の上昇、前月比（季節調整値）は0・2%の上昇。

これらの数字から何が見えてくるのか。数字を見れば明らかである。多少、労働者の賃金が上がったとしても、物価の上昇率には、まったく追いつかない、追いついていないということである。労働者の生活の基本である賃金がこのような実態では、労働者の生活がますます困窮化していくのは目に見えている。

団結・団体交渉・団体行動、労働者のあたりまえの権利

日本国憲法第28条は、「勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」としている。これは労働者の権利として「団結権」「団体交渉権」「団体行動権」という3つの労働基本権を認めているということである。社会的な関係（資本主義社会）では、当然、使用者である会社が、労働者より優位に立つていて。そのため働く条件（環境、賃金、労働契約等）に問題や不満がある場合、労働者がより対等な立場が保てるよう、法律によって保護している。その特別法が、労働基準法、労働組合法等の「労働法」である。ここでは、日本国憲法第28条を具体的に保障しうるものとしての労働組合法を中心に述べたいと思う。

労働組合法第1条では、次のように述べられている。「この法律は、労働者が使用者との交渉において対等の立場に立つことを促進することにより、労働者の地位を向上させること、労働者がその労働条件について交渉するために自ら代表者を選出すことその他の団体行動を行うために自主的に労働組合を組織し、団結することを擁護すること並びに使用者と労働者との関係を規制する労働協約を締結するための団体交渉をすること及びその手続を助成することを目的とする。

2 刑法（明治40年法律第45号）第35条の規定は、労働組合の団体交渉その他の為であつて前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組合の正当な行為と解釈されはならない。刑法第35条の規定とは、「（正当行為）法令又は正当な業務による行為は、罰しない」というものであり、労働組合が行う正当な行為は、刑事罰から免責されているということである。

団体交渉・労働条件は、労働者と使用者が対等の立場において決定すべき

労働基準法第2条で明記されているか否かにかかわらず、労働条件は当然、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。具体的な交渉事項は、労働者の労働条件や待遇、労使関係に関する事項全般である。使用者によつては、経営戦略や生産方法の決定に関する要求、施設管理権に関する事項、他の労働者のプライバシーを侵害する恐れのある事項などは、「管理・運営」事項として拒否する向きがあるが、これらの事項でも、労働条件や労働者の待遇・地位向上に影響を与えるものは、当然義務的事項となる。

労働組合は、団体交渉権限を第三者に委任することができる

労働組合法第6条ではこう明記されている。「（交渉権限）労働組合の代表者又は労働組合の委任を受けた者は、労働組合又は組合員のために使用者又はその団体と労働協約の締結その他の事項に関して交渉する権限を有する」。

これは、労働組合は、交渉の権限を第三者に委任することができる。この委任を受けることができる者の範囲について、制限はない。したがって委任を受けた者であれば、他の組合の役員、弁護士、被解雇者などのいかなる者でもかまわないとの解釈である。したがって第三者であることを理由に使用者が団体交渉を拒否すれば、不当労働行為である。

団体交渉拒否、不誠実な団体交渉は不当労働行為

不当労働行為の禁止条項は、労働組合法7条である。

「使用者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 2 使用者が雇用する労働者の代表者と団体交渉をすることを正当な理由がなくて拒むこと。

使用者は、労働組合の団体交渉の申し入れを拒否（無視するのも同一）することはできない。この場合の使用者とは、「一般に使用者とは、労働契約上の雇用主をいうものであるが、同上が団結権の侵害に当たる一定の行為を不当労働行為として排除、是正して正常な労使関係を回復することを目的としていることにかんがみると、雇用主以外の事業主であっても、雇用主から労働者の派遣を受けて自己の業務に従事させ、その労働者の基本的な労働条件等について、雇用主と部分的とはいえ同視できる程度に現実的かつ具体的に支配、決定することができる地位にある場合には、その限りにおいて、右事業主は同上の『使用者』にあたると解釈するのが相当である」（朝日放送事件・最判平7・2・28）との判例がある。つまり、労働組合法上、「使用者」とは労働契約を締結している会社が該当するのが一般的であるが、例外的に労働者の基本的な労働条件について使用者と同視できる程度に決定できる場合には、他社も労働組合法上の「使用者」に該当するという解釈である。

労働協約を締結できるのは、労働組合のみ

労働組合法第14条「労働組合と使用者又はその団体との間の労働条件その他に関する労働協約は、書面に作成し両当事者が署名し、又は記名押印することによつてその効力を生ずる」。

第15条「労働協約には、3年を超える有効期間の定めをすることができない。

- 2 3年を超える有効期間の定めをした労働協約は、3年の有効期間の定めをした労働協約とみなす。

3 有効期間の定めがない労働協約は、当事者の一方が署名し、又は記名押印した文書によつて相手方に予告して解約することができる。一定の期間を定める労働協約であつて、その期間の経過後も期間を定めず効力を存続する旨の定めがあるものについて、その期間の経過後も同様とする」。

第16条「労働協約に定める労働条件その他の労働者の待遇に違反する労働契約の部分は無効とする。この場合において無効となつた部分は、基準の定めるところによる。

労働契約について定めがない部分についても同様とする」。第17条「一つの工場事業場に常に使用される同種の労働者の四分の三以上の労働者が一つの労働契約の適用

を受けるに至ったときは、当該工場事業所に使用される他の同種の労働者に関しても、当該労働協約が適用されるものとする」。

労働協約は、労働組合が使用者に対し、団体交渉を行使した結果として締結される。労働協約は、労働組合(労組法第2条)が締結主体であり、多数組合か少數組合かに関わらず、すべての労働組合が締結権限を持つ。したがって労働協約を締結できるのは労働組合のみである。

労働者の個別の労働契約が労働協約よりも不利な場合、当該労働組合員の労働者であれば、労働協約の内容が優先される。原則として、労働者に不利な労働条件は、その部分が無効となり、労働協約が優先される。形式は特に問わない。合意内容を書面化し、会社と労働組合双方の署名や押印がされていれば、「労働協約」という表題の書面に限らず、「協定」「覚書」「確認書」という名称やメモ書きの書面であっても、労働協約に該当するとされている。

労働協約の効力には、「規範的効力」と「債務的効力」があるとされている。規範的効力とは、労働協約に定められた内容が優先される効力であり、使用者は就業規則や労働者個別の労働契約よりも労働協約の定められた内容を遵守しなければならない。また、債務的効力とは、契約として、協約当事者を拘束する効力をいう。不履行の場合、契約違反の効果を生むとされている。

たたかう労働組合を結成、強化しよう

労働者は団結し、行動してのみ、道は開ける。総評が解体され、労働者のたたかう主体が失われた体たらくが、このような状態を生んだのだ。怒りをもとう。起ちあがろう。たたかう労働組合を結成しよう！

（労者研事務局長 本村 充）

最高の先生

一ダメな人 可能性のない人なんていない

制度が、仕事が、言う前に目の前の子をきちんと見ているでしょか

ある小学校で良いクラスをつくろうと一生懸命な先生がいた。

その先生が五年生の担任になつた時

一人、服装が不潔でだらしなく、遅刻をしたり、居眠りをしたり

皆が手をあげて発表する中でも、一度も手を上げない少年がいた。

先生はどうしてもその少年を好きになれず

いつからかその少年を毛嫌いするようになった。

中間記録に先生は少年の悪いところばかりを

記入するようになっていた。

ある時、少年の一年生からの記録が目に留まった。

そこにはこう書いてあつた。

「朗らかで、友達が好きで、人にも親切。

勉強もよくでき、将来楽しみ」とある。

間違いだ。他の子に違いない。

先生はそう思った。

二年生になると

「母親が病氣で世話をしなければならず、時々遅刻する」と書かれていた。

三年生では

「母親の病氣が悪くなり、疲れていて、教室で居眠りをする」。

三年生の後半の記録には

「母親が死亡。希望を失い、悲しんでいる」とあり、

四年生になると

「父は生きる意欲を失い、アルコール依存症となり、子どもに暴力をふるう」。

先生の胸に激しい痛みが走った。

だめと決めつけていた子が突然、深い悲しみを生き抜いている

生身の人間として自分の前に立ち現ってきたのだ。

先生にとつて目を開かされた瞬間であつた。

放課後、先生は少年に声をかけた。

「先生は夕方まで教室で仕事をするから、あなたも勉強していかない?

わからないところは教えてあげるから」。

少年は初めて笑顔を見せた。

それから毎日、少年は教室の自分の机で予習復習を熱心に続けた。

授業で少年が初めて手をあげた時、先生に大きな喜びがわき起こつた。

少年は自信を持ち始めていた。

六年生で先生は少年の担任ではなくなつた。

卒業の時、先生に少年から一枚のカードが届いた。

「先生は僕のお母さんのようです。そして、今まで出会つた中で一番素晴らしい先生でした」

それから六年。またカードが届いた。

「明日は高校の卒業式です。僕は5年生で先生に担当してもらつて、とても幸せでした。おかげで奨学金ももらつて医学部に進学する事ができます」

十年を経て、またカードがきた。

そこには先生と出会えた事への感謝と、父親に叩かれた体験があるから

感謝と痛みが分かる医者になれる記され、こう締めくくられていた。

「僕はよく五年生の時の先生を思い出します。あのままだめになつてしまふ僕を救つてくださった先生を、神様のように感じます。

大人になり、医者になつた僕にとつて最高の先生は、五年生のときに担任して下さつた先生です。」

そして一年。

届いたカードは結婚式の招待状だった。

「母親の席に座つてください」と一行、書き添えられていた。

先生は嬉しくて涙が止まらなかつた。

僕は、このお話を日本中の先生に読んでもらいたいです。
日本中の大人に読んでもらいたいです。

ダメな人なんていない。

可能性のない人なんていない。

僕たち大人が、ダメだと決めつけてしまう考え方があるだけで……。

（詠み人知らず）

77回目の敗戦記念日に思う

ロシアとウクライナの帝国主義戦争下にあつて、日本は77回目の敗戦記念日を迎えた。明治維新から第二次世界大戦の降伏までが77年、それ以後本年までが不戦の77年という節目の年を迎えて、再び日本政府は参戦・開戦の道を歩もうとしている。労働運動と社会主義運動は低迷期に陥り、国会では改憲勢力が圧倒している。あらためて我々の弱さを思う。

我々の親や祖父母達は「国のために」「お国のために」に戦わされてきた。「天皇陛下のため」ともされた。ここでは「国」の中に自分達が含まれていると錯覚させられていた。我々はマルクス・エンゲルスを学ぶことによつて、国とか国家とかは資本家階級の、事実上は独占資本の、労働者国民を支配し搾取をほしいままにするための機関であることを知つている。

77年以前までの戦争はすべて資本家階級のための、労働者や農民の命を犠牲にしての戦争であつたことを知つてゐる。現代のすべての戦争は資本家階級の国家による、より多くの市場や資源と最大限の利潤を追求する資本家階級のための、特に独占資本のための戦争である。

いまはまた連合に取り込まれた多くの労働組合がマルクス主義を排除し絶縁することによつて、再び「国」のためには戦わねばならないと信じ込まされている。
いまだに天皇も利用されている。

左社綱領を継承して『21世紀宣言』(32頁)はこう述べている。

「20世紀初頭には産業資本が確立した日本資本主義は、第一次世界大戦によつて急速に発展し、独占資本の支配が完成しました。それとともに天皇制は（明治10年頃までは残つていた）絶対主義的内容を失つたものの、独占資本はその絶対主義の残骸を神殿に飾ることによつて、『ブルジョア君主』として最大限に利用するところとなりました。遅れて植民地再分割を争う帝国主義諸国に仲間入りした日本の独占資本

にとつて、天皇制は大きな利用価値を持つたのです。」

8月15日の政府主催の全国戦没者追悼式（日本武道館）で、岸田首相はアジア諸国に対する加害には言及しなかった。近年の歴代首相はこの式典でアジア諸国への「深い反省」や「哀悼の意」などを表明し、加害責任に触れてきた。これを安倍君は2013年に覆し、加害や反省に言及しなかった。菅君も安倍君の姿勢を継承し、岸田君も変わらず、侵略や加害への反省はない。

岸田君は、安倍君が集団的自衛権の行使容認を正当化する根拠にもちだし式辞でも使った外交・安全保障の基本方針「積極的平和主義」も盛り込んだ。

岸田君は「核なき世界の理想を訴え続けることは被爆地出身の私の誓いだ」と折々に言うが、この重要な式辞では原爆投下を含むすべての犠牲者の冥福を祈つただけで、「核兵器なき世界」には触れなかつた。

岸田君は防衛力（軍事力）を5年以内に抜本的に強化する方針を掲げるが、これは再び軍事大国になる意思をアジア諸国にあらわに示すことになる。

岸田君は、天皇の「お言葉」の中に、今年も「過去の戦争への深い反省と平和への願い」をいれることで、自分の式辞の中には入れずにごまかしている。

「神殿に飾る」ことによって独占資本の政権に利用され続けている天皇も気の毒といえ、ば気の毒である。

やがて労働者階級が権力を掌握するときには、天皇も「神殿」から降ろし、普通の人間としての自覚を促し、国民として基本的人権を付与することになろう。「皇室」の娘たちは大騒ぎされることもなく自由に恋愛し、最良と思う伴侶と仕事を選ぶこともできるようになるであろう。息子たちも報道機関に騒がれることもなく、自由に職業を選択し、自分の気持ちに沿つた伴侶を決めるようになるであろう。

住居は職場に近い場所などに自由に選び、皇居は公園として国民に開放され、建物は博物館や美術館として活用されることもよいであろう。

（原 野人）

『ウトロ ここで生き、ここで死ぬ』

戦後の日本で、いやアジアで最も大切な本に巡り合つた！

中村一成（なかむら・いるそん）著　株式会社・刊

定価・本体 2800円、2022年4月27日発行

この8月7日、戦争をさせない1000人委員会・滋賀や日本基督教団の滋賀の社会委員会などが中心となつて、本年4月にオープンした京都府宇治市伊勢田町ウトロにある『ウトロ平和祈念館』斎藤副館長を招いた講演会を、大津市におの浜の解放県民センターホールで開催。その時に購入し、読んできたこの349頁の本をようやく昨夜読了した。

ちょうど、明日、京都地裁で奈良県在住の青年がウトロに放火してこの祈念館に展示しようとしていた鬱いの看板を始めとする貴重な資料含めて、たくさんのウトロの住居を放火によつて焼失させたとする事件から丸1年で、判決がおりる。本人供述の

在日朝鮮・韓国人への民族差別意識について判決に盛り込まれ、それにかかわっての量刑がどうなるか否か、注目される。

いずれにしても、在日の住民や日本人の『ウトロを守る会』会員はじめたくさんの関係者や韓国の調査団・支援団のメンバーなどなどの400字詰め原稿用紙で400枚を超えていた著者の既刊のインタビュー資料や単行本一冊分を超えていたすでに掲載していた聞き取りなどをまとめ、この著出版を『ウトロ民間基金財団』に依頼された2018年来の必要な新たなインタビューも実施し、盛りだくさんの資料に気の遠くなるような精査を経てもなお、大部の読み応えある『読み物』にまとめられた元毎日新聞記者でもあるフリージャーナリストの中村一成さんに拍手を送りたい。

著者は、「出自を隠す親族の中で育つたダブルルーツの三世として、ウトロの記憶を掘り起こすことは、胸中のパズルにピースを嵌め込むことでもあつた。土建屋の家で育ち、日雇い労働で食べていた私にとって、彼彼女らの語りは身体に馴染んだし、語られない部分も想像できた。」とあとがきで記す。

戦後補償と生きるための居住の権利確保に北も南もないという『小さな統一』、ウトロの在日の皆さんと日本のたくさんの市民の皆さん、韓国をはじめとするアジアや世界の人々の血と汗と涙の結晶と言えば、小生の浅薄すぎる表現でしかない。

まさしく、この著作は、『戦後の日本で、いやアジアで最も大切な本』である。

『旬刊・社会通信』をネット検索いだくと、21世紀の初日2000年1月1日付けの労働運動・社会運動の情報交流誌のこの中身が無料で誰でもいつでも閲覧できる。ここに、今や刑事被告人でもあるゴーンが行つた日産車体京都工場丸ごとリストラ合理化切り捨て問題の拙稿が掲載されている（『ただではすまない2000年春闘へ～日産合理化と現代労働運動～』）。

ウトロの土地の住民の完全所有は認められなかつたもののそして戦後補償問題などは後景に追いやられてしまつたとはいえ、強制退去を退け、そこに公営住宅を建設させて入居をなしえた。そしてウトロ平和祈念館には週5日開館で、4カ月弱で4千人の入館者（コロナで韓国からは入国できずの状況で）という（8・7斎藤氏）盛況ぶり。

片や1987年2月16日以来の1047人の20数年闘いぬいた仲間の現職復帰こそ果たせなかつたが、解決金で北海道や九州など各地で事業体を展開したり、地方議員に就任したり労働運動・市民運動の中心や一翼をおおいに担い、『20万国労』は崩壊させられても、闘う労働組合としての国鉄労働組合は東京八重洲口本部ビルに、「平和と民主主義を守ろう！」のたれ看板は示せなくなつて本部ビルは同じ東京・新橋に引っ越しをしたが、小たりと言えど全国単一組織として今もJR内で闘いぬいている。

そこに等しく国策であるウトロの土地明け渡し裁判と国鉄分割民営化による国労組合員1047人のJR不採用の最高裁不当判決が並び論じられている。これは小生しかなしえない論点ではなかつたかと、今でも、いや今だからこそひとり得心している。

この20世紀末の等しく最高裁不当判決という、最低のものを完全否定して、いわば日本人の「常識」（裁判で最終決着ついたら終わり、という）をともに完全否定逆転して闘いぬき、様々な大情況・小情況（韓国・日本の保守政党政権の転覆時にも機敏に対応したことでも共通する！）を巻き起こし活用し、敵の、独占資本の委員会である日本国家の狙いに逆転ホームランを打った心躍る闘いがウトロの運動であった。

なぜ「ウトロ」と呼ぶようになったか、あの遊覧船事故の北海道のアイヌ語のウトロとの違いなども22年前の拙稿で触れている。ぜひネット検索で、社会通信 757号を検索していただきたい。

（2022年8月29日 稲村 守）

「金融人」の賃金論

連合幹部のダラ幹どもは、政府・権力者・資本家（今流に言えば経営者）と仲よくだけを考え、実践する。資本との仲をとりもつてくる学者・文化人（メディアはこういう輩を“学識者”という）を、多額の万の講師料で買収する。非正規労働者の一ヶ月分の賃金をたつた一時間のおしゃべりで懐にするともいわれる。

こんな輩の代表格が売文家山田久氏。彼の経歴は大学卒業後、住友銀行、日本経済研究センター、日本総合研究所、大学教師とある。出身は大銀行、巨大金融資本である。彼はだから巨大金融資本の成長・発展を基準に考える。

低金利は、銀行の利ざやを少なくする、しかし、金融資本傘下の諸企業の金利は低くなる。その分、もうけはうんとふえる。デフレ下で大企業がもうけをふやすあたり前の事実である。これに円安、投機等のもうけが加わる。だから独占資本はウハウハである。

独占資本と連合がともにかつぐ山田久氏は『賃金デフレ』（中公新書）で開口一番、こう述べる。

「賃金についての「常識」の転換　つい最近まで、賃金や給与は年々自然に上がるものだという「常識」があつた。それは我々のあらゆる生活の前提となり、住宅購入や子育てなどの人生設計は、所得が少しづつでも増えていくとの想定のもとで組み立てられてきた。

しかし、ここ数年来、「多くの人の賃金はもはや上がらないもの、むしろ中期的には下落する可能性すらあるもの」との見方が広がっている。戦後の賃金水準の底上げに大きな役割を果たしてきた「春闘」は、二〇〇二年度交渉でベア統一要求を断念して以来、逆に賃金抑制を正当化するための仕掛けに変質してしまったようにみえる。」

春闘が変質し、賃上げから賃下げの機構に変わった、という。なぜそうなったかにはふれない。彼は賃金は、賃金水準は①（期待）生産性、②期待物価水準、③失業率、④制度的要因、の四つのファクターによつて決定される、という。これは賃金論といえるものではない。資本の主張そのものだ。

だから、賃金は上がらない。上がることはない。

◇ 読者からのおたより ◇

「改憲」反対

今回の思い出の郵便ボストNo.194は上越市高田寺町郵便局前の丸型郵便ボストです。「憲法に自衛隊が明記されると徴兵制が合憲になりうる」。だから「改憲」には反対です。

統一教会とズブズブの政権、特に閣僚・自民党役員は火消しに必死です。喉元過ぎるのを待つているようですが。防衛費の増額もとんでもありません。明日10日は内閣改造、こちらは5時30分～8時まで草刈り、9時30分～りんご畑、16時～17時母デーサービス迎え、19時まで百姓の仕事の毎日です。

(長野県飯綱町 山浦隆芳)

美浜3号汚染水漏れ7トン 危険な原発工事の意識なく！ ついに、私たちの心配していたことが、起きた。8月1日美浜3号老朽原発の一次冷却水が7トン漏れたと発表があつた。関電は事故調査報告を発表。作業は下請会社の労働者が行い、オイルシールの締め付けトルクの指示値が間違っていたと。結局、作業者への責任転嫁と、作業計画の不備で、問題は、この程度の安全意識で作業がされていることで、ひとたび事故を起こせば悲惨な被害が出て、しかも人間が手の出せない放射能被害となり、すべてが無くなるという、非常に危険な装置であるという認識がない。

40年超えなのに、この程度の安全認識、大事故になる前に廃炉にしよう。今まで、日本のウラン鉱石の処理について問題があると新聞が報道した。

閉山が決まっている東濃鉱山(岐阜県)と人形峠(岡山鳥取県境)で採掘済ウラン鉱石が125トン。デモ参加者の守田敏也さんは「これらをアメリカにもつていこうとしている。彼らの土地をも汚そうとしている。今月、広島長崎の平和運動に参加した。長崎の原爆は実は7月16日にアメリカで実験されていた。原爆ミュージアムでは長崎の被災時の写真があるのみ、だが被害者となる市民労働者は繋がっている。経済は産軍複合になって、軍備増強論が台頭する」と。発言された。

第12回 9月10日(土) 14時～JR近江八幡駅北口集合～市役所前広場までデモ、解散

(脱原発市民ウォーク in しが近江八幡 2021 2022年8月20日号)

好評発売中！

待望の書

牙を抜かれたマルクス主義

齊藤幸平とマルクス・向坂・資本論

原野人著

本書の主な内容

序

第1章 牙を抜かれたマルクス主義

第2章 小ブルジョainテリの夢想

第3章 科学的の社会主義は必ずよみがえる

あとがき

定価 2,200円+税

▼注文はもよりの書店へ

▼10冊以上の注文は時潮社へ

1冊税込みで 2,200円(+送料)

時潮社 東京都板橋区前野町4-62-15

TEL (03)5915-9046 FAX (03)5970-4030

URL <http://www.jichosha.jp>